

令和5年第4回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和5年12月12日(火)

東洋町議会

余 白

令和5年第4回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和5年12月12日(火) 午前9時00分宣告

出席議員(9名)

議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
1番	大坪 千倫 君	2番	廣田 斎史 君
3番	安岡 良仁 君	4番	高畠 俊彦 君
5番	武山 裕一 君	6番	今宮 裕明 君
7番	田島 毅三夫 君		

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	長崎 正仁 君
副町長	伊吹 真貴博 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	近藤 真人 君
総務課長	築地 仲音 君
税務課長	北川 晃彦 君
産業建設課長	大坪 靖幸 君
教育次長	田岡 いずみ 君
住民課長	生松 克祐 君
住民課長兼地域包括 支援センター事務局長	手島 憲作 君
総務課長補佐	足達 善亮 君
税務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
住民課長補佐	奥村 忍 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	小池 昭平
事務局書記	手島 秀美

議事日程 別紙のとおり

議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 3番 安岡 良仁 君 4番 高畠 俊彦 君

令和5年第4回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和5年12月12日(火) 午前9時開議

- | | |
|---------|---|
| [日程第1] | 会議録署名議員の指名 |
| [日程第2] | 会期の決定 |
| [日程第3] | 議案第37号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第4] | 議案第38号 東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第39号 東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第40号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第41号 令和5年度東洋町一般会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第8] | 議案第42号 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて |
| [日程第9] | 議案第43号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を定めることについて |
| [日程第10] | 常任委員会の委員の選任について |

[日程第11]

議会運営委員会の委員の選任について

[日程第12]

議会広報編集委員会の委員の選任について

議事のでんまつ

議長	(福島 登 議長) おはようございます。 ただいまの出席議員は、全員であります。 よって、定足数に達しております。 これより、令和 5 年第 4 回東洋町議会定例会を開会します。 (開会時間：9 時 0 0 分) 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、条例 4 件、補正予算 3 件、その他 3 件、の計 1 0 件であります。 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。 地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 5 年 8 月から 1 0 月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。 次に、閉会中の議員派遣 2 件について報告が、代表派遣議員から提出されております。 以上をもって、諸般の報告を終わります。 日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申出がありましたので、これを許します。長崎町長。 (長崎 正仁 町長)
町長	

皆さん、おはようございます。

本日、令和5年東洋町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、師走を迎え、何かとご多忙のなか、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会には、執行部から条例改正案4件、令和5年度の補正予算案3件の計7件の議案を提出させていただきます。

議員の皆様方におかれましては、ご審議のうえ、適切なご決定をお願いを申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げたいと思います。

まず、地区懇談会についてでございます。

町内14会場で開催をしました地区懇談会には、各地区長をはじめ、参加していただきました町民の皆さま方には大変お世話になりました。

保育園の高台移転やB&G海洋センターの現状について貴重なご意見をいただき、また、各地区から多くのご要望をいただきましたことは、行政を運営するなかで有意義な意見交換会になったうえに、身近な行政の取り組みの参考となりましたことに感謝いたしております。

各地区からのご要望につきましては、実行可能なことから取り組んでまいります。

続いて、東洋町事前復興まちづくり計画についてでございます

本町では、将来予測される南海トラフ地震の発生を想定した事前復興まちづくり計画の策定に着手をしております。

これは、東日本大震災において、復興事業着手に長期間を要したため復興が遅れた、その教訓から復興に向けた事前対策として

取り組むものであります。

本年度は、本町の復興まちづくりの基本的な考え方や土地利用の概要など復興基本方針の作成から取り組んでいく予定をしております。

本町の場合、本計画策定期間は、おおむね3か年を要する見込みとなっております。

続いて、物価高騰対応重点支援給付金についてでございます。

本定例会で予算計上させていただいております物価高騰対応重点支援給付金についてであります。今回、エネルギー、食料品価格などの物価高騰影響を受けた低所得者世帯を対象に、一世帯当たり7万円の現金を支給させていただくものであります。

これは、令和5年12月1日現在で、本町に住所を置く世帯へ支給をされますが、給付開始時期は年明けとなる見込みであります。

本町では、約700世帯が対象となる見込みであります。本定例会で予算が成立し、準備が整い次第、早急に支給させていただきます。

続きまして、甲浦保育園の高台移転についてでございます。

甲浦保育園の高台移転場所につきましては、町の方から建設予定地をお示ししておりましたが、地区懇談会での意見や利用者アンケートの結果をふまえて、可能な限り利用者の希望に沿った場所を再度選定し、建設に向けて進めていきます。

建設位置につきましては、現在、役場内で複数の場所の選定作業に入っておりますが、新年度には、建設位置選定委員会、仮称ですけれども、設置も視野に、高知県教育委員会の支援をいただきながら本格的に検討していきたいと考えております。

町としましては、初めての公共施設の高台移転ということもありまして、改めて慎重に建設位置を決定したいと思いますが、建設基準としましては、防災面や防犯面に強く建設コストを考慮し、かつ、地権者のご理解とご協力が可能な場所を選定していきたいと考えております。

甲浦保育園の現状を考えますと早期に着手するべきところではありますが、利用者の皆様方には、建設時期が遅れますことをお詫びいたします。

続いて、甲浦地区公民館耐震工事完了についてでございます。

昨年１２月から改修工事に着手しておりました甲浦地区公民館の耐震化工事につきましては、１０月末に完成し、１１月から使用開始となっております。

野根地区公民館につきましても、同様に耐震化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

続いて、新型コロナワクチン接種についてでございます。

令和５年度において２回目となります、新型コロナのワクチン接種を１０月から実施をいたしました。

今回の接種対象者は２００６人、接種者数は６９４人で、接種率は約３５パーセントとなっております。

次年度以降は、インフルエンザ同様に、６５歳以上の高齢者及び６０歳から６４歳までの一定の基礎疾患を有する方は定期接種となり、それ以外の方は任意接種で年１回の接種へと切り替わり、町主体の接種体制は今回で終了となっております。

続いて、四国８の字ネットワーク道路整備要望活動につてでございます。

四国８の字ネットワークの道路整備について、本町の道路整備

区間については事業化決定しているものの、高知県東部では、安田～奈半利間 4 k m が、徳島県南部では牟岐～海部間 9 k m が未事業化区間となっており、美波～牟岐間 1 4 k m につきましては、未着手のままとなっております。

事業化決定の有無については年明け以降に発表があると同っておりますが、引き続き、四国 8 の字ネットワークの道路整備について、事業化決定あるいは、早期に事業着手できるよう、高知県と徳島県、関係市町村とともに、国土交通省や財務省、県選出国會議員への要望活動を行ってまいります。

続いて、全国自治体サーフィン選手権大会についてでございます。

1 1 月 4 日に、第 4 回全国自治体サーフィン選手権大会が生見サーフィンビーチで開催されました。

大会名称のとおり、全国の公務員を対象とした本大会には、2 0 都道府県から 1 5 9 名がエントリーする中、8 種目の競技が行われました。

今年のサーフィンシーズンは終了しましたが、海陽町や徳島県サーフィン連盟、四国の右下観光局とともに、町内の地域経済への波及効果につながるよう、来年度以降の大会招致に向けて取り組んでいきます。

続いて、津波避難訓練についてでございます。

本年度は、津波防災の日、また世界津波の日であります 1 1 月 5 日に、4 年ぶりとなります津波避難訓練を行いました。

町内 7 1 か所の津波避難場所への一斉の避難訓練に、2 4 1 名の参加がありました。

先日もフィリピン沖地震の影響で津波注意報が発表されまし

た。

約１００年から１５０年周期で発生すると言われております南海トラフ地震ですが、昭和南海地震から７７年を経過しようとする中、各家庭での備えについて改めてご協力をお願いいたします。

続いて、秋の主なイベント行事についてでございます。

町内でのイベント行事についてですが、１０月１日の流鏝馬行事、１０月２８日には、集落活動センターなど主催のハロウィンイベント、そして、１２月３日から４日まで第４７回東洋町文化祭が開催をされました。

町外では、１１月５日に第３７回守口市民まつり、また、１１月２３日には平成３０年に観光協定を結びました滋賀県湖南市のイベント、湖南市東海道秋の楽市楽座には、４年ぶりに本町観光振興協会などが参加をしました。

年始には、成人式や消防出初式などが控えておりますが、コロナ禍を乗り越えて、このまま町内行事や他市町村との交流行事が通常どおり開催できますことを祈念しております。

続いて、東洋町子ども議会についてでございます。

本定例会会期中でありますけれども、東洋町議会の主催により、１２月１４日午前１１時から約１時間ですが、本会議場におきまして、東洋町子ども議会が開催をされます。

今回は、野根中学校から１名、甲浦中学校から３名の生徒が模擬議会の議員として一般質問に登壇をします。

この模様は、議会放送でも配信されますし、議場での傍聴もできると伺っております。

続いて、イルミネーション事業についてでございます。

議長	今年も白浜緑地公園内におきまして、本町冬の風物詩として定着しておりますイルミネーションが、12月16日から1月14日まで点灯する予定であります。 光の世界へご家族、ご友人などと、ぜひ、お越しください。 おわりに、本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に、広報とうようや東洋町議会だよりをはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能によりご覧いただけるアプリケーションライフビジョンのサービスを行っております。 ＩＰ告知端末でお知らせしております町内放送や行政情報、災害情報などが、町外へのお出かけ時でも自動的に配信されますので、町民の皆様方にぜひご利用いただけたら幸いに思います。 結びに、町民の皆様方におかれましては、師走を迎え、何かと慌ただしい時期となりましたが、健康にご留意をされ、健やかに新年を迎えられることをご祈念申し上げます。 以上、簡単でございますけれども、令和５年東洋町議会第４回定例会の行政報告とさせていただきます。 ご清聴ありがとうございました。 （福島 登 議長） 町長の行政報告が終わりました。 日程に入ります。 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。 本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第１２６条の規定により、３番安岡良仁君、並びに４番高畠俊彦君を指名します。
----	---

議会運営委員長	日程第２、会期の決定の件を議題とします。 議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高畠議会運営委員長。 （高畠 俊彦 議会運営委員長） 皆様、おはようございます。 令和５年第４回定例会議会運営委員会の報告を行います。 １２月７日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日１２日から１２月１９日、火曜日までの８日間とする。 運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け本日１２日の本会議散会後から、委員会及び議案審査のため休会、１９日に再開し審議採決の後に一般質問を行う。 議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を１人３０分以内とする。また、執行部の答弁時間も３０分以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。 次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし質問全体で質問時間を１人３０分以内とする。また、執行部の答弁時間も３０分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第６４条の２の規定により反問権を行使することができる。また、反問権も制限時間内に含めることとする。 議案質疑の通告期限は、１３日水曜日正午まで一般質問の通告期限は、１３日水曜日正午までとする。 次に、子どものために保育士配置基準の引き上げを求める陳情を総務教育民生常任委員会へ付託する。
----------------	---

議長	以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。 （福島 登 議長） 議会運営委員長の報告が終わりました、ここでお諮りします。 ただいまの委員長の報告のとおり本定例会の会期は、本日から 12月19日までの8日間としたいと思いますが、これにご異議 ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日から12月19日までの8日間と決定を 致しました。 日程第3、議案第37号、一般職の職員の給与に関する条例の 一部を改正することについての件から、日程第9、議案第43号、 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第3号を定め ることについてまでの7件を、この際、一括議題としたいと思い ますが、これにご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。 長崎町長。
町長	（長崎 正仁 町長） お手元の議案提案理由説明書の1ページを開いてください。 議案第37号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正 することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り、議会の議決を求めます。令和５年１２月１２日提出でございます。

提案理由についてでございます、

今年の人事院勧告により、民間給与との較差を解消するため、職員の給与の引上げ及び職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数０．１月分を引上げるほか、在宅勤務等手当を創設するため、本条例を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

続いて、２ページ目をお開きください。

議案第３８号、東洋町会計年度に任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。令和５年１２月１２日提出でございます。

提案理由でございます。期末手当の支給月数は一般職の職員と同じであるため、支給割合の読み替え文を削除するほか、在宅勤務手当を創設するため、本条例を改正しようとするものでございます。なお、内容につきましては、総務課長が説明を致します。

続いて、３ページ議案第３９号東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求めます。令和５年１２月１２日提出でございます。

提案理由についてでございます、戸籍請求について、令和６年３月１日から本籍地以外でも全国の自治体で広域交付が開始されることにより、地方公共団体の手数料の標準に関する政令が一部改正されたことに伴い、本条例の戸籍に係る手数料を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

続いて4ページをご覧ください。

議案第40号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による地方税法等の一部改正の施行に伴い、産前産後期間の国民健康保険税の減額を行うため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお内容につきましては、税務課長が説明を致します。

続いて、5ページ議案第41号。

令和5年度東洋町一般会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ8千889万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ33億1千485万7千円とするものでございます。歳入では、地方交付税、国庫支出金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、人事院勧告に伴う人件費、マイナンバー法等例規整備支援業務委託料、森林環境税課税対応システム改修委託料、住民基本台帳システム改修委託料、物価高騰対応重点支援給付金、東洋町遊休農地等有効活用事業補助金、一般農道用排水路補修工事費、野根海岸高潮対策事業県負担金、河川浚渫事業委託料などを計上しております。なお、内容につきましては、総務課長が説

明をいたします。

続いて、6 ページ目をお願いいたします。

議案第42号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218号第1項の規定により議会の決議を求めます。令和5年12月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ40万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1千447万6千円とするものでございます。歳入では国庫支出金、繰入金を計上しております。歳出では人事院勧告に伴う人件費などを計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

続いて7 ページ目議案第43号。

令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号を定めることについて、地方自治法第218号1項の規定により、議会の議決を求めます。令和5年12月12日提出でございます。

提案理由についてでございます。歳入歳出それぞれ451万5千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8千429万6千円とするものでございます。歳入では国庫支出金、繰入金を計上しております。歳出では、人事院勧告に伴う人件費、介護保険システム改修委託料を計上しております。

なお、内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

以上ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

(福島 登 議長)

議長

総務課長	築地総務課長。 (築地 仲音 総務課長) おはようございます。 それでは、議案第 37 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。 議案関係資料の 1 ページ、新旧対照条文の 1 ページになります。まず、新旧対照条文にてご説明致します。 今回の改正は、人事院の勧告により民間と職員の給与較差を解消するため、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数を 0.1 月分の引上げと、職員給料の引き上げのほか近年の情勢の変化に対応した働き方としてテレワークの実施に当たり光熱、水道費等の職員の負担軽減等の観点から在宅勤務等手当を新設するものでございます。期末及び勤勉手当については、今年度分を第 1 条で、来年度分を第 2 条に分けております。 まず、第 1 条、今年度分については、12 月期末、勤勉手当について、それぞれ 0.05 月分ずつ引き上げる改正でございます。 期末手当第 16 条第 2 項一般職の職員について左側の現行、100 分の 120 を 0.05 月引上げ、右側の改正後、12 月に支給する場合には 100 分の 125 としております。 2 ページに移ります。 第 3 項、定年前再任用短時間勤務職員では、先ほど説明しました 12 月分の支給割合の読み替え文の追加となり現行の 100 分の 67.5 を、0.025 月分引上げ、改正後、12 月分の支給割合として 100 分の 125 とあるのは 100 分の 70 としております。
-------------	---

勤勉手当、第17条第2項第1号、一般職の職員について、3ページに移ります。

現行、100分の100を0.05月分引上げ、改正後、12月に支給する場合には100分の105としております。第2号、再任用職員では、現行の100分の47.5を、0.025月分引上げ、改正後、12月に支給する場合には100分の50としております。

次に、議案関係資料の2ページをご覧ください。行政職給料表の改正でございます。1級から6級まですべての号給で改正があり、1万2千円から200円の幅で増額となっております。改定率は1.2%でございます。

10ページをお願いします。

附則、第1条、公布の日から施行し、第2項、令和5年4月1日からの適用でございます。

新旧対照条文に戻ります。4ページに移ります。

第2条では、まず、在宅勤務等手当が新設となることから、給料、第2条では、通勤手当の後に、在宅勤務等手当を追加しております。単身赴任手当と特殊勤務手当の記載がありませんでしたので、今回の改正に併せて追加をさせていただいております。

5ページに移ります。

通勤手当、第14条第2項第2号についても、定年前再任用短時間勤務職員の前に、第14条の3第1項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員を追加しております。

次に、在宅勤務等手当の新設について、6ページをお願いします。

第14条の3で、住居等の場所において、1箇月当たり平均1

0日を超えて正規の勤務時間の勤務を命ぜられた職員に対して、月額3千円の在宅勤務等手当を支給することについて定めております。

次に、来年度の期末、勤勉手当について、6ページから9ページになりますが、第16条の期末手当、第17条の勤勉手当では、今年度の年間引き上げ分0.05月を6月と12月、2回に振り分けるため、一般職の職員については、半分の0.025月分を、定年前再任用短時間勤務職員には、半分の0.0125月分を、今年度、6月の支給割合から引き上げる改正とし、令和6年4月1日から施行するとしております。

今回の改正による給料の影響額は、約335万円の、期末手当の影響額は、約88万円の、勤勉手当の影響額は、約83万円になります。

以上でございます。

つづきまして、議案第38号、東洋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明致します。

新旧対照条文10ページに移ります。

第1条、第2章の、フルタイム会計年度任用職員の給与、第13条の期末手当及び、第3章の、パートタイム会計年度任用職員の給与、第20条の期末手当では、会計年度任用職員の期末手当の支給月数について、一般職の職員と同じであることから、支給割合の読み替え文を削除しております。公布の日から施行するとしております。今回の改正による期末手当の影響額は、約33万円になります。

13ページに移ります。

	第2条では、一般職の職員と同じく、在宅勤務等手当の新設となることから、会計年度任用職員の給与、第3条では、通勤手当の後に、在宅勤務等手当を追加しております。次に、在宅勤務等手当を創設し、第11条の2とし、給与条例第14条の3の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。としております。 14ページに移ります。 一般職の職員の給与に関する条例で、在宅勤務等手当を新設したことにより、条文が一つ繰り下がることから、特殊勤務手当、第12条では、給与条例第14条の3を給与条例第14条の4と改正をしております。令和6年4月1日からの施行でございます。以上でございます。 ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) おはようございます。 それでは、議案第39号、東洋町手数料徴収条例の一部を改正することについてご説明致します。 議案関係資料14ページ、新旧対照表15ページから、それと、資料として、A4横の地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正についてでございますが、主にこのA4横の資料でご説明を致します。 1ページをご覧ください。

前置きとして、令和元年５月２４日戸籍法の一部が改正され、戸籍謄本の広域交付などが令和６年３月１日から運用されるようになります。まず、広域交付をご説明いたします。

現在において、戸籍が必要な方の申請取得は、左側の図現状の枠で囲んでいるとおり、本籍地または転籍前及び婚姻前の本籍地のそれぞれの市町村の窓口若しくは郵送による方法しか取得できませんでした。

今回、戸籍法の改正により令和６年３月１日から、その下の図改正後の枠で囲んでいるとおり請求、取得については、それぞれの市町村での窓口ではなく、お近くの市町村の窓口で取得が可能になります。これを可能としているのは、法務省の戸籍情報連携システムにおいて全国の戸籍データ副本を管理しているためです。各市町村戸籍担当者はオンラインにより、全国の戸籍の発行交付ができるようになります。ただし、交付できる戸籍は、電子化されている戸籍に限り、また一部及び個人事項証明書は請求できず、これらの場合は、従来どおり本籍地の市町村での請求となります。

これは、法務省の戸籍データは戸籍の画像のデータであり、一部を切り分けて提供することができないためでございます。

次に、右側の図をご覧ください。この改正では、新たに戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号の発行の事務が新しくできました。これは、各市町村が申請に応じて発行するものでございまして、パスワードみたいなもので紙で発行されます。この用途は、例えばパスポート、児童扶養手当など住民が行政機関へ申請する場合、戸籍の添付の代わりにその識別符号を提出すれば戸籍の添付は不要となります。要は、行政機関がその識別符号によりオン

	ラインで戸籍が確認できるようになります。また、この方法とは別に、マイナンバーでの活用でも同様の申請ができるようになりますが、実施時期の詳細については現在まだ、未定ということをし添えます。 そして、これからが本題ですが、今回の条例改正では、その戸籍、除籍、電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料が新設されたことによるものでございます。 議案関係資料及び新旧対照表に改正分を記載しておりますが、分かりやすいこの資料の2ページ目でご説明いたします。 赤いマーカーでお示ししている部分が新設されたもので、識別符号の発行に係る手数料は、1件につき400円ということになります。ちなみに徴収しない場合とカッコ書きで書いておりますが、これは、本人がマイナンバーカードを利用してマイナポータルサイトにおいて識別符号を取得した場合などは無料ということになります。なお、識別符号には有効期限があり発行日後3カ月間しか使用できません。 このほか、広域交付に係る戸籍の取得に係る手数料については、市町村の窓口で戸籍を取得する従来の手数料と内容には変更がございませんので、割愛させていただきます。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長	(福島 登 議長) 北川税務課長。
税務課長	(北川 晃彦 税務課長) おはようございます。

議案第４０号 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについてご説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布による地方税法等の一部改正施行に伴い本町の国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容は、子ども子育て支援として令和６年１月１日から出産時における国民健康保険税の所得割額及び均等割額についての軽減となっております。

改正条文は、議案関係資料の２３ページから２７ページとなっております。

新旧対照表につきましては、２０ページから２３ページまでとなっております。

主な改正内容について、新旧対照表によりご説明いたします。

まず、新旧対照表の２０ページでございます。

第２３条第３項として出産予定日又は出産日が属する月の前月から４か月間、２人以上の場合は出産予定日又は出産日が属する月の３か月前から６か月間の国民健康保険税を減額する改正を行っております。

次に、２２ページでございます。

第２４条の３では、届出に関する規定を定めております。

以上が国民健康保険税条例の主な改正内容になっております。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

（福島 登 議長）

築地総務課長。

総務課長	(築地 仲音 総務課長) それでは、議案第４１号、令和５年度東洋町一般会計補正予算第３号を定めることについてご説明致します。 予算書の１ページをお願い致します。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ８８８９万４千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ３３億１４８５万７千円とするものでございます。 ２ページをお願い致します。 (予算に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) ここで休憩します。再開は１０時２０分です (休憩時間：１０時０５分) 休憩前に引き続き会議を開きます。 (再開時間：１０時２０分) 生松住民課長。
住民課長	(生松 克祐 住民課長) それでは、議案第４２号、令和５年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算第２号を定めることについてご説明致します。 予算書の１ページをお願い致します。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ４０万１千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ５億１４４７万６千円とするものでございます。

議長	2 ページをお願い致します。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) 手島住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(手島 憲作 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) 議案第43号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。 予算書の1 ページをお開きください。 補正予算につきましては歳入歳出それぞれ4515千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ584296千円とするものでございます。 2 ページをお願いします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 以上で、一括議題とした提出案件の説明がすべて終了しました。 日程第10、常任委員会委員の選任についてを行います。 東洋町議会委員会条例第3条第1項及び同条例第4条の2第3項、東洋町議会広報の発行に関する条例第5条の規定により委員の任期は2年となっており、東洋町議会委員会条例第7条第5項の規定により、その任期満了日前50日以内に委員の選任を行うことができるとあります。 ここで、お諮りします。

東洋町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務教育民生常任委員会委員に、安岡良仁君、高畠俊彦君、武山裕一君、今宮裕明君、福島登を、産業建設常任委員会委員に、大坪千倫君、廣田斎史君、田島毅三夫君、西岡尚宏君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（自席より、異議なしと発言あり。）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定致しました。

なお、念のために申し上げます。

ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、令和6年1月30日からとなっておりますので、よろしくお願い致します。

日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

東洋町議会委員会条例第7条第4項の規定により、大坪千倫君、安岡良仁君、高畠俊彦君、今宮裕明君、西岡尚宏君を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（自席より、異議なしと発言あり。）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました諸君を、議会運営委員会委員に選任することに決定を致しました。

なお、念のために申し上げます。ただいま選任されました委員の任期は、東洋町議会委員会条例第4条の2第3項の規定により、前任の委員の任期満了の翌日、令和6年1月30日からとな

っておりますので、よろしくお願い致します。

日程第 12、議会広報編集委員会委員の選任についてを行います。

東洋町議会広報の発行に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、大坪千倫君、廣田斎史君、安岡良仁君、今宮裕明君、福島登を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり、はい、との声あり)

只今選任について、

(議席より、異議ありますとの声あり)

はい、分かりました。

ただいま、選任について、異議は言葉では、選任のやり方を変えますのでそのままやってください。そのままいって、只今、選任について、異議がありましたので、採決の方法は改めて挙手により行います。

議会広報編集委員会の委員の選任については、東洋町議会広報の発行に関する条例第 4 条第 2 項の規定により、大坪千倫君、廣田斎史君、安岡良仁君、今宮裕明君、福島登の 5 名を、それぞれ選任したいと思います。これに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手 7 名であります。よって、議会広報委員会の委員は、指名のとおり選任することに決定を致しました。

(議員自席より、説明させて何故反対。との声あり)

それはもういいです。採決の方法を変えていくというふうになっておりますのでこのままいかして頂きます。

以上で、本日の議事日程は、すべて、終了しました。

	ここでお諮りします。 冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、１９日午前９時から再開したいと思います。これに、ご異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 本日は、これにて散会します。 次回の議会放送は、１９日午前９時から放送致します。 これにて議会放送を終了致します。 どうもお疲れさまでした。 （散会時間：１０時３３分）
--	--

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 6 年 4 月 26 日

議 長 福島 登

署名議員 安田 良仁

署名議員 高橋 俊彦